

次に、新居浜市シルバー人材センターが立地する土地についてお伺いをします。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、公益社団法人新居浜市シルバー人材センターにおきましては、昭和55年4月に新居浜市高齢者事業団として創立されて以来、自主、自立、協働、共助を基本理念とし、高齢者へ就業の機会を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、それぞれの能力を生かし、活力ある地域づくりに寄与することを目的として事業を推進し続けてきたと伺っております。

新居浜市シルバー人材センターの活動は、単に就業の場を提供するだけではなく、交通安全キャンペーンの実施、シルバーふれあいフェスティバル、児童見守り活動、街路清掃奉仕活動など多岐にわたっており、また剪定くずを堆肥化したシルバーめぐりが、愛媛県資源循環優良モデル認定制度の認定を受けるなど、地域の活性化に大きく寄与する公益性の高い団体であると感じております。

さて、そのような新居浜市シルバー人材センターですが、平成24年にそれまで事務所を設置していた松原町から、現在の滝の宮町に新たに事務所を建設し移転したのですが、その建物を建設している場所につきましては、市が所有する土地となっております。先ほど申したとおり、公益性の高い団体ということで、市も長期にわたる賃貸を認めたものと推察されますが、近年新居浜市シルバー人材センターでは、本土地を購入し、土地、建物を一体的に管理したいとの意向があると伺っております。シルバー人材センターの今後の安定した活動を支えていくためにも、行政としてでき得る協力はしていただきたいと感じるところではありますが、本土地が位置する場所については、都市計画上、都市公園と位置づけされており、売却は困難であるとも伺っております。本土地についての市の見解をお伺いします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋建設部長。

○建設部長（高橋宣行）（登壇）

新居浜市シルバー人材センターが立地する土地についてお答えいたします。

現在、新居浜市シルバー人材センターが立地しております滝の宮町の土地は、都市施設である滝の宮公園として都市計画決定を行っている区域に含まれる市有地でございます。シルバー人材センターは、公益性の高い団体であり、安定的な活動を支援するため、都市計画決定の区域内の土地を貸付けし、建築を許可しているところでございます。

都市計画決定は、都市計画法に基づき、将来の住みよいまちづくりのために、道路、公園、下水道などの都市施設や地域地区などを定める行政手続であり、都市計画を定めることは、計画段階における整備に必要な区域の明確化、土地利用や各都市施設間の計画の調整、住民の合意形成の促進を図るという意義があり、区域内にある土地には、様々な利用制限が課されております。このため、将来的な滝の宮公園の区域として都市計画決定を行っている区域内の市有地を売却することは困難であると考えております。

なお、今後において、都市計画公

園等を取り巻く社会経済情勢の変化により、都市公園全体の在り方を見直す必要性が高まった際には、役割や機能を検証し、公園区域の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 再質問はありませんか。仙波憲一議員。

○25番（仙波憲一）（登壇） 確かに、言われるとおりかも分かりませんが、ああいう施設なんで、検討するときにあればぜひ前向きに検討をしていただきたいということをお願いして、終わります。